

北朝鮮による弾道ミサイル発射及び核実験に抗議する決議

平成29年8月29日午前6時頃、北朝鮮が発射した弾道ミサイルは、本道上空を通過したのち、襟裳岬の東方1,180キロメートルの洋上に落下した。

昨年以降、北朝鮮は弾道ミサイルの発射を繰り返し、我が国の排他的経済水域内に到達するという状況が続いている。特に今回の発射は、本道の上空を通過するという極めて憂慮すべき事態で、とりわけサンマ漁業最盛期にある中、本道近海の洋上に落下したことは、当市の基幹産業である漁業従事者の生命が危険にさらされるという、これまでにない深刻かつ重大な脅威であり、市民の不安も高まっている。

さらに9月3日には、6回目の核実験が強行された。

北朝鮮のこうした行為は、8月5日に国連安全保障理事会で採択された安保理決議第2371号を始めとする累次の安保理決議や日朝平壤宣言に違反し、国際世論を顧みることのない挑発行為であり、断じて容認することはできない。

政府においては、国際社会が結束した外交努力を展開し、平和的解決を追求するよう強く働きかけるべきである。

また、繰り返される北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験実施は、「非核平和都市宣言」を行っている根室市として全く相容れないものであり、世界の恒久平和を願う根室市議会としては、市民の安全と安心を守る立場から、厳重に抗議するとともに、今後、このような暴挙を繰り返さないことを強く求めるものである。

以上、決議する。

平成29年9月14日

北海道根室市議会